

# 渋川地区市町村合併協議会小委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、渋川地区市町村合併協議会規約第12条第2項の規定に基づき、渋川地区市町村合併協議会(以下「協議会」という。)の小委員会に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 小委員会は、協議会から付託された事項について調査、審議等を行う。

(委員)

第3条 小委員会の委員は、必要に応じて協議会の会長(以下「会長」という。)が協議会の委員等の中から指名する。

(組織)

第4条 小委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選による。

(会議)

第5条 小委員会の会議は、委員長が招集する。

(会議の運営)

第6条 会議は、委員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。

2 委員長は、小委員会を主宰し、会議の議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときはその職務を代理する。

(関係者等の出席)

第7条 委員長は、必要に応じて関係者等の出席を求めることができる。

(表決)

第8条 会議の議事は、出席委員の3分の2以上の賛同をもって決する。

(会議録)

第9条 委員長は、開催の日時、場所、出席者の氏名、会議事項及び会議経過を記載した会議録を調製するものとする。

(傍聴)

第10条 渋川地区市町村合併協議会会議運営規程第5条、6条、7条及び8条を準用する。この場合において、同条中「議長」とあるのは「委員長」と読み替えるものとする。

(報告)

第11条 委員長は、小委員会における調査、審議等の経過及び結果を、随時協議会の会議に報告するものとする。

(庶務)

第12条 小委員会の庶務は、協議会事務局において処理する。

(補則)

第13条 この規程に定めるもののほか、小委員会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年9月24日から施行する。

## 小委員会設置の基本的方針

### 1 設置・趣旨

合併協議項目のうち協議会から付託された事項について、個別に小委員会を設置し、集中的、継続的に審議調査を行い、ある程度の方向性を絞り込み、協議会で最終判断を行うことを目的とする。

### 2 小委員会の委員構成及び選出の方法

- (1) 各小委員会の構成委員数は21名以内とし、各市町村から2名以上を選出する。
- (2) 小委員会の構成委員は、会長及び規約第8条第1項1号委員を除く委員等の中から、会長が副会長と協議のうえ指名し、協議会に報告するものとする。

### 3 小委員会への付託事項

- (1) 小委員会への付託事項は、会長が協議会に諮り、これを定める。
- (2) 前項の決定を得た協議会終了後、第1回小委員会を開催し、正副委員長を互選するとともに、協議会から付託された事項について、調査、審議等を開始する。

### 4 協議会への報告

小委員会の委員長は、小委員会における調査、審議等の経過及び結果を随時、協議会に報告する。

### 5 会議の公開

小委員会の会議（以下「会議」という。）は、原則として公開するものとする。ただし、委員長は、会議を公開することにより、公正かつ円滑な会議の運営に著しい支障が生ずると認められる場合には、あらかじめ会議に諮り会議を公開しないことができる。